

見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付に関する規則

平成22年4月1日

規則第29号

(目的)

第1条 この規則は、平成17年2月21日雇児初第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となつている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目、基準額及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目及び基準額は、別表1の「種目」欄及び「基準額」欄に掲げるものとし、その用具の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾患児で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者とする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付にかかる申請については、前回の給付日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となつた場合もしくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が給付対象者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

(給付の申請)

第3条 給付対象者又はその扶養義務者（以下「申請者」という。）は、「見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書」（別記様式第1号）、「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付意見書」（別記様式第2号）、給付を受けよ

うとする用具の見積書及び小児慢性特定疾患医療受診券の写しを市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、「小児慢性特定疾患児日常生活用具調査書」(別記様式第3号)を作成し、審査の上、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことと決定した場合には、「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書」(別記様式第4号)及び「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券」(別記様式第5号)(以下「給付券」という。)を、用具の給付を行わないことを決定した場合には、「却下決定通知書」(別記様式第6号)を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、当該用具の費用額が別表1に定める基準額の範囲内である場合、費用額と別表2の徴収基準月額を比較して低い方の額を負担するものとする。当該用具の費用額が別表1に定める基準額の範囲を超えた場合、基準額と別表2の徴収基準月額を比較して低い方の額を負担し、さらに費用額が基準額を越えた部分についても全部を負担するものとする。

2 用具の給付を受けた者又はその扶養義務者は、業者に対し給付券を添えて、前項により負担することとされている額を支払うものとする。

3 市長は、業者からの請求により、用具の購入に要した額から前記2項により用具の給付を受けた者又はその扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

4 前項による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 市長は、前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付台帳」を整備しておくものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか用具の給付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (第2条、第6条関係)

日常生活用具種目等

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	8年	4,450円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機	8年	154,000円

		能を有するもの		
歩行支援 用具	下肢が不自由 な者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。</p> <p>ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの</p>	8年	60,000 円
入浴補助 用具	入浴に介助を 要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000 円
特殊尿器	自力で排尿で きかない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用できるもの	5年	67,000 円
体位変換 器	寝たきりの状 態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	15,000 円
車いす	下肢が不自由 な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたもので	5年	70,400 円

		あつて、必要な強度と安定性を有するもの		
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	12,160円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用できるもの	5年	56,400円
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	20,000円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	—	37,800円／年間

別表2 (第6条関係)

徴収基準額表

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準月	加算基準月
		額	額
—	—	円	円
A階層	生活保護法による被保護世帯(単級世帯含む)	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、そ	均等割のみ	230
		(所得割のない世帯)	
		C1階層	2,250
	所得割のある世帯	C2階層	2,900

	の市町村民税が次の区分に該当する世帯				
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,800円以下	D1階層	3,450	350
		4,801～9,600円	D2階層	3,800	380
		9,601～16,800円	D3階層	4,250	430
		16,801～24,000円	D4階層	4,700	470
		24,001～32,400円	D5階層	5,500	550
		32,401～42,000円	D6階層	6,250	630
		42,001～92,400円	D7階層	8,100	810
		92,401～120,000円	D8階層	9,350	940
		120,001～156,000円	D9階層	11,550	1,160
		156,001～198,000円	D10階層	13,750	1,380
		198,001～287,500円	D11階層	17,850	1,790
		287,501～397,000円	D12階層	22,000	2,200
		397,001～929,400円	D13階層	26,150	2,620
				0	

	929,401～	D14	40,35	4,040
	1,500,000	階層	0	
	円			
	1,500,001	D15	42,50	4,250
	～1,650,00	階層	0	
	0円			
	1,650,001	D16	51,45	5,150
	～2,260,00	階層	0	
	0円			
	2,260,001	D17	61,25	6,130
	～3,000,00	階層	0	
	0円			
	3,000,001	D18	71,90	7,190
	～3,960,00	階層	0	
	0円			
	3,960,001	D19	全額	左の基準額
	円以上	階層		の10%
				ただし、そ
				の額が8,
				560円に
				満たない場
				合は8,5
				60円

(備考)

1 徴収月額決定の特例

(1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準月額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(3) 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の設定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収基準月額を設定するものとする。

## 2 世帯階層区分の認定

### (1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養している者のうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

### (2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであつて、夫婦と児童が同一家屋で生活している場合、出稼ぎのため数ヵ月別居している場合、病気治療のため一時別の土地に入院している場合、職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、義父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取り扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取り扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）、災害被害者に対する租

税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によつて計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。）及び生活保護法による保護をいう。まず、生活保護法については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもつて認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は該当年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取り扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

### (3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の徴収基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、町が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

### 4 徴収基準額の特例

災害等により前年度と当該年度との所得に著しい変動があつた場合には、その状況等を勘案して事情に即した弾力性のある取り扱いをして差し支えないものとする。

別記様式第1号(第3条関係)

見附市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付申請書										
見附市長 様					平成 年 月 日					
					申請者 住所 氏名 印 (給付対象者との続柄)					
下記のとおり日常生活用具給付を申請します。 日常生活用具給付申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。										
対象者	氏名				男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)			
	住所									
	疾患名									
世帯の状況	氏名	対象者との続柄	生年月日	職業	備考(対象者に対する介護の状況等)					
給付を希望する理由										
現在の住まいの状況		住宅	1 自宅 2 借家(貸主の諾否)		浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし		便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助を必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる		排便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる		移動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要(一部、全部) 3 自分でできる		
給付を受けたい用具							希望する型式、規模等			
給付上特に希望する事項										
備考										

(注) 申請書氏名については自署もしくは記名押印とすること。

別記様式第2号(第3条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付意見書

対象者氏名		生年月日	年 月 日
対象者住所			
疾患名			
症状(日常生活用具を必要とする身体状況等)			
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)			
日常生活用具給付後の予測される状況			

上記のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名  
所在地  
担当医師名

印

別記様式第3号(第4条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具調査書						
①申請書受理 番号及び年 月日	第 号 平成 年 月 日	②申請 者氏 名		③対象者 との続 柄		
④ 対 象 者	氏 名		男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所					
	疾 患 名					
⑤ 世 帯 員 の 状 況	氏 名	年 齢	対 象 者 と の 続 柄	課 税 状 況		備 考
				当該年度分市町村民税		
	均等割	所得割				
	-----	-----	-----	-----	-----	-----
⑥世帯区分		1 生活保護法による被保護世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 市町村民税均等割課税世帯 4 市町村民税均等割所得割課税世帯 5 所得税課税世帯				
⑦住まいの状況		1 自宅      2 借家 (貸主の諾否)				
⑧給付後 の生活の 状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該 当する状況に○)			その他の状況		
	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ( )			1 在宅生活が可能になる 2 その他 ( )		

⑨給付の 必要の有 無	1 有 2 無	⑩給付する (しない)理 由				
⑪給付す る用具名 (型式規模 等含む)	⑫予定 価格	円	⑬扶養義 務者が支 払うべき 額	円	⑭公費 負担予 定額	円
⑮その他 特記事項						
平成 年 月 日		調査員 職名 氏名			印	

別記様式第4号(第4条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付決定通知書

(申請者) 様

健 第 号  
平成 年 月 日  
見附市長 印

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号		給付決定年月日	平成 年 月 日		
対象者氏名		疾患名			
給付する用具名(型式規模等含む)		納入業者名			
		納入業者の住所	(電話)		
価格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供したりすることはかたく禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>				

別記様式第5号(第4条関係)

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付券						
①給付番号		②給付券発行年月日	平成 年 月 日			
③対象者氏名		④生年月日	年 月 日 生 ( 歳)			
⑤居住地						
⑥保護者氏名			⑦対象者との続柄			
⑧給付する用具名(型式規模等)	⑨価格	円	⑩扶養義務者が支払うべき額	円	⑪公費負担額	円
⑫納入業者名			⑬納入業者の住所	(電話)		
⑭この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	平成 年 月 日		業者の公費支払い請求期限	平成 年 月 日	
上記のとおり決定する。 平成 年 月 日						
見附市長 印						
⑮業者の納付した日	平成 年 月 日	⑯扶養義務者より受領した額	円	⑰受領業者名及び年月日	平成 年 月 日 印	
⑱用具受領保護者名	印					
⑲その他特記事項						

(注) 本表は、①～⑭は市町村、⑮～⑰は納付した業者が記入すること。

⑱は保護者が記入すること。

別記様式第6号(第4条関係)

却下決定通知書

健 第 号  
平成 年 月 日

(申請者) 様

見附市長 印

平成 年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたので、ご承知ください。

(理由)